

桜花学園大学大学院 学則

第1章 総則

(目的)

第1条 桜花学園大学大学院(以下「大学院」という。)は、教育基本法、学校教育法及び建学の精神に基づき、大学学部教育の基礎の上に、修士課程の教育として、人間科学専攻においては、心理、福祉、教育、保育等の分野における人材養成を目指し、地域文化専攻においては、歴史、文学、言語、観光等の分野における人材養成を目指し、それぞれの専門的な研究又は専門性を要する職務に従事するために必要な学識を授け、その基礎となる能力の育成を図る。

(自己点検・評価)

第2条 大学院はその教育研究水準の向上を図り、大学院の目的及び社会的使命を達成するため、その教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

- 2 大学院は、教育研究等の総合的な状況について、政令で定める期間ごとに、文部科学大臣の認定を受けた認証評価機関による評価を受けるものとする。
- 3 大学院の点検・評価に関する事項は、別に定める。

(教育内容等の改善)

第3条 大学院は、授業内容及び方法の改善を図るための組織を設け、研修及び研究を実施する。

- 2 前項の組織については、別に定める。

第2章 研究科

(研究科・専攻)

第4条 大学院に人間文化研究科(以下「研究科」という。)を置く。

- 2 研究科に次の二専攻を置く。
人間科学専攻
地域文化専攻

(課程及び修業年限)

第5条 大学院に修士課程を置く。

- 2 修士課程の標準修業年限は、2年とする。
- 3 学生が職業を有している等の事情により、前項に定める標準修業年限を超えて計画的に教育課程を履修することを願い出たときは、別に定めるところにより、当該学生(以下「長期履修学生」という。)の標準修業年限を3年とすることができる。
- 4 修士課程の在籍年数は、4年を超えてはならない。但し、前項に該当する学生は6年までとする。
- 5 本学に入学する前に修得した単位(ただし入学資格を有した後、修得したものに限り)を本学において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により本学の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して一年を超えない範囲で本学が定める期間在学したものとみなすことができる。ただし、この場合においても、本学課程に少なくとも1年以上在学するものとする。

(入学定員及び収容定員)

第6条 大学院の入学定員及び収容定員は次のとおりとする。

人間文化研究科	入学定員	収容定員
人間科学専攻	5人	10人
地域文化専攻	5人	10人

第3章 研究科長と教員組織

(研究科長と教員組織)

第7条 大学院に研究科長とそれぞれの専攻ごとに教育研究上必要な専任の教員を置くものとする。

- 2 研究科長の選考は、学部長等選考規程第3条による。
- 3 大学院教員には、専任教員以外に、必要ある場合は、教育研究に支障のない範囲で本学の専任教員を当てることがある。

(研究科委員会)

第8条 大学院研究科に研究科委員会(以下「委員会」という。)を置き、大学院の授業を担当する専任教員をもってこれを構成する。

- 2 研究科長は研究科に関する事項を掌握する。
- 3 委員会は研究科長が招集し、その議長となる。

第9条 委員会は、次の各号に掲げる事項について審議し、学長が決定するにあたり、意見を述べるものとする。

- (1) 学生の入学、単位認定及び課程の修了
- (2) 学位の授与
- (3) 前号に定めるもののほか、教育研究に関する重要な事項で、学長が委員会の意見を聴くことが必要と認めるもの
- 2 委員会は前項に定めるもののほか、学長及び研究科長がつかさどる教育研究に関する次の事項を審議し、学長及び研究科長の求めに応じ意見を述べることができる。
 - (1) 大学院学則並びに諸規程の制定及び改廃に関する事項
 - (2) 大学院教育に関わる自己点検・評価の実施及びその結果の公表に関する事項
 - (3) 教育課程に関する事項
 - (4) 修士論文の審査に関する事項
 - (5) 学生の賞罰に関する事項
 - (6) 大学院担当教員に関する事項
 - (7) その他、研究科運営に関し、委員会が必要と認める事項

第10条 大学院に関する事務の執行は大学事務局がこれに当たる。

第4章 学年・学期及び休業日

(学年・学期及び休業日)

第11条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第12条 学年を分けて、次の2期とする。

前期：4月1日から9月30日まで

後期：10月1日から翌年3月31日まで

休業日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する日
- (3) 春季、夏季、冬季休業日
- (4) 桜花学園創立記念日 6月10日
 - 2 前項第3号の休業日は別に定める。
 - 3 前項各号に定めるもののほか、学長は臨時の休業日を定めることができる。

第5章 教育方法

(教育の方法等)

第13条 大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成にかかわる指導(以下「研究指導」という。)によってこれを行う。

- 2 授業科目の授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。
- 3 第1項の授業及び研究指導は、多様なメディア（ICT）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 4 第2項の授業を、外国において履修させることができる。第3項の規定により、多様なメディア（ICT）を高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても同様とする。
- 5 文部科学大臣が定めるところにより、第1項の授業の一部を校舎及び付属施設以外の場所で行うことができる。

第14条 大学院の授業科目並びに単位数は別表1のとおりとする。

(履修方法)

第 15 条 履修方法

- (1) 別表 1 の人間科学専攻専門科目、地域文化専攻専門科目の内よりそれぞれ専攻にあわせて 20 単位以上を履修すること。ただし、自己の専攻以外の他の専攻専門科目から 10 単位を上限に修了要件単位にできる
 - (2) 論文指導にあたる課題研究(必修)を履修すること
 - (3) 両専攻共通科目である人間文化特論(必修)を履修すること。
 - (4) 上記の学修や研究成果を基盤にした修士論文を作成すること
 - (5) 教育職員免許法による専修免許状申請等にかかわる単位の取得を希望する場合はさらに所定の科目を履修すること
- 2 学生は、履修しようとする授業科目を学期の始めに研究科長に届け出なければならない。

(研究指導等)

第 16 条 委員会は、学生の科目履修及び研究指導を行うために、大学院担当教員の中から指導教員と副指導教員を定める。

第 17 条 学生は大学院入学後の所定の期間内に、「研究題目」及び「研究計画書」を提出しなければならない。研究計画書には、「研究目的」と「研究計画」について記載するものとする。

第 18 条 指導教員は、随時、研究指導を行い、修士論文作成のための指導にあたる。

また、指導教員が必要と判断した場合には、本学学部及び本学以外の大学院における授業科目の聴講について指導・助言を行うことができる。

第 19 条 修士論文の審査は、指導教員を含む複数の教員によって行う。

第 20 条 履修科目の単位認定は、試験等によって行い、合格した者には所定の単位を与える。

- 2 試験は、授業の終了する学期の終わりに行う。ただし、やむを得ない理由のあるときには、学期の中途において行うことがある。
- 3 試験は、授業を担当する教員が行う。ただし、やむを得ない理由のあるときには研究科長の承認を得て、これを変更することがある。

(成績評価)

第 21 条 成績の評価は、秀・優・良・可・不可の 5 段階とし、秀・優・良・可を合格とし、不可を不合格とする。

- 2 成績と評価基準は、次のとおりとする。

成績	評価
100-90 点	秀
89-80 点	優
79-70 点	良
69-60 点	可
59-0 点	不可

(G P A)

第 22 条 総合的な学習到達度は、G P A (Grade Point Average 平均的成績指数)によって表す。GPA とは、各授業科目 5 段階の成績評価に対応して 4～0 のグレードポイント (以下「G P」という。)を付与して算出する 1 単位当たりの G P 平均値をいう。

- 2 G P は、次のとおりとする

評価	G P
秀	4
優	3
良	2
可	1
不可	0

- 3 G P A の対象科目は、100 点を満点として成績評価される全ての授業科目とする。

- 4 成績評価が点数によらない以下の科目及び未入力又は保留の授業科目については、G P A の対象から除く。

- (1) 本学入学前に修得した単位認定科目
- (2) 他大学等との単位互換等で修得した科目

(履修の取り消し)

- 第 23 条 一度履修登録した科目であっても、受講目的が達成されないなどの理由により履修を取り消すことができる。
- 2 履修の取り消しは、別に定める履修取り消し期間に行うことができる。ただし、履修取り消し期間内に手続を行わない場合は、当初申請した履修科目が成績評価の対象となる。
 - 3 前項の規定にかかわらず、病気・事故等やむを得ない事情による場合は、履修取り消し期間以降においても履修を取り消すことができる。

第 6 章 課程修了の認定及び学位の授与
(課程修了及び学位)

- 第 24 条 課程修了の認定は、当該課程に 2 年以上在学し、所定の授業科目について 30 単位以上を履修し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格した者について行う。
- ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者と委員会において認めた場合には、1 年以上在学すれば足りるものとする。

- 第 25 条 学位論文の審査及び最終試験に合格した者については、修士の学位を授与する。
- 学位の授与については桜花学園大学学位規程に定めるところによる。

第 7 章 教職課程
(教育職員免許)

- 第 26 条 大学院において教育職員専修免許状（幼稚園教諭、小学校教諭、中学校教諭及び高等学校教諭）を取得しようとする者は、研究科各専攻の授業科目の中から、教育職員免許法及び同法施行規則に定める必要単位を履修しなければならない。

第 8 章 入学、退学、休学、復学及び留学
(入学資格)

- 第 27 条 大学院修士課程に入学できる者は、次の各号の一に該当し、かつ、所定の選考に合格した者とする。
- (1) 大学を卒業した者
 - (2) 大学評価・学位授与機構により学士の学位を授与された者
 - (3) 外国において学校教育における 16 年の課程を修了した者
 - (4) 我が国において外国の大学相当として指定した外国の学校の課程（文部科学大臣指定外国大学日本校）を修了した者
 - (5) 指定された専修学校の専門課程（文部科学大臣指定専修学校専門課程）を修了した者
 - (6) その他、委員会において大学を卒業した者と同等以上の学力があると認めたる者
- 2 入学に関する規程は、別に定める。

(休学・復学・退学)

- 第 28 条 休学及び復学、又は退学を希望する者は、その理由を具し、保証人連署で研究科長に願い出て、許可を得なければならない。
- 2 病気その他の理由により、引き続き 3 ヶ月以上修学することができない者は、休学を願い出ることができる。休学期間は、通算して 2 年を超えることはできない。
 - 3 引き続き休学する期間は、1 年を超えることができない。
ただし特別の理由がある場合は、願い出によりその延長を許可することがある。
 - 4 休学期間の満了した者は、復学届を提出しなければならない。
 - 5 休学期間内にその理由がなくなった場合は、復学の許可を願い出ることができる。
 - 6 休学期間は、在学年数に算入しない。
 - 7 休学期間中の納付金は、免除する。
 - 8 次の各号の一に該当する者があるときは、委員会の議を経て学長がこれを除籍することができる。
 - (1) 第 4 条の 4 に定める在籍年数を超えた者
 - (2) 第 30 条に定める納付金を納付しなかった者
 - (3) 在学中に死亡した者

(他大学院における研究指導)

- 第 29 条 学生は、在学中、委員会が本人の教育上有益と認め、学長が承認した場合に限り、本学の認定する国内外の大学院に留学することができる。
- 2 留学の期間は、一年を超えない範囲で第 5 条の修業年限及び在学年数に算入することができる。
 - 3 留学した大学院での修得単位は、15 単位を超えない範囲で本研究科の授業科目に振り替えて認定することができる。

第 9 章 外国人留学生 (外国人留学生)

- 第 30 条 外国人で、大学院に入学を志願する者があるときは外国人留学生として選考の上、入学を許可することができる。
- 2 外国人留学生の選考に関しては、別にこれを定める。

第 31 条 特別に定めのない限り、この学則を外国人留学生に対しても適用する。

第 10 章 委託生、科目等履修生及び研究生 (委託生、科目等履修生及び研究生)

- 第 32 条 国内外の公共機関等から、大学院で研究することを委託された者を、委員会の議を経て委託生として受入れを許可することができる。
- 2 大学院の開設する授業科目のうち、一又は複数の授業科目を履修する者を委員会の議を経て、科目等履修生として履修を許可することができる。
 - 3 大学院で特定課題の研究を希望する者を、正規の大学院学生の教育に支障をきたさない範囲において、委員会の議を経て、研究生として研究を許可することができる。
 - 4 委託生、科目等履修生及び研究生に関する規程は、別に定める。

第 11 章 入学検定料、入学金及び授業料等 (納付金)

第 33 条 大学院の授業料その他の納付金は、別表 2 のとおりとする。

第 12 章 教育研究施設 (教育研究施設等)

- 第 34 条 大学院学生のために、専用の研究室を置く。
- 2 大学図書館に、大学院学生専用の閲覧スペースを設ける。

第 13 章 賞罰 (賞罰)

第 35 条 大学院の目的及び使命に則り、他の模範となる行為のあった学生に対し、委員会の議を経て学長がこれを賞することができる。

- 第 36 条 大学院の学則に背き、又は大学院の秩序を乱す等、本学の学生としての本分に反した行為のあった者に対し、前条の手続きを経て学長がこれを懲戒することができる。
- 2 懲戒は、譴責、停学、退学とする。

(その他)

第 37 条 本学則に規定されていない必要な事項については、桜花学園大学学則を準用する。

第 38 条 本学則の改廃は、委員会の議を経て学長の承認を得るものとする。

附則

- この学則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。
この改正学則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。
この改正学則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
この改正学則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
この改正学則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。
この改正学則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
この改正学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
この改正学則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

この学則は、成績評価ならびに教育課程等の変更により改正し、平成25年4月1日から施行する。

この学則は、教職課程の変更等により改正し、平成27年4月1日から施行する。

この学則は、教職課程の変更等により改正し、平成30年4月1日から施行する。

この学則は、教育課程の変更、学年・学期及び休業日の修正により改正し、平成31年4月1日から施行する。

この学則は、教育課程の変更により改正し、令和2年4月1日から施行する。

この改正学則は、令和3年4月1日から施行する。

この改正学則は、令和4年4月1日から施行する。

別表 1

(1)人間科学専攻専門科目

科 目 名		開講年次	単位数
		選択必修	
心理学系	教育心理学特論Ⅰ	1・2	2
	教育心理学特論Ⅱ	1・2	2
	発達心理学特論Ⅰ	1・2	2
	発達心理学特論Ⅱ	1・2	2
	障害児心理学特論Ⅰ	1・2	2
	障害児心理学特論Ⅱ	1・2	2
	乳幼児心理学特論Ⅰ	1・2	2
	乳幼児心理学特論Ⅱ	1・2	2
	教育相談特論Ⅰ	1・2	2
	教育相談特論Ⅱ	1・2	2
	カウンセリング特論Ⅰ	1・2	2
	カウンセリング特論Ⅱ	1・2	2
教育・保育学系	教育学特論Ⅰ	1・2	2
	教育学特論Ⅱ	1・2	2
	幼児教育学特論Ⅰ	1・2	2
	幼児教育学特論Ⅱ	1・2	2
	教育史特論Ⅰ	1・2	2
	教育史特論Ⅱ	1・2	2
	特別支援教育特論Ⅰ	1・2	2
	特別支援教育特論Ⅱ	1・2	2
	体育特論Ⅰ	1・2	2
	体育特論Ⅱ	1・2	2
	図画工作特論Ⅰ	1・2	2
	図画工作特論Ⅱ	1・2	2
	保育内容特論Ⅰ	1・2	2
	保育内容特論Ⅱ	1・2	2
	保育内容特論Ⅲ	1・2	2
	保育内容特論Ⅳ	1・2	2
	保育内容特論Ⅴ	1・2	2
	保育内容特論Ⅵ	1・2	2
	児童福祉特論Ⅰ	1・2	2
	児童福祉特論Ⅱ	1・2	2
食育特論Ⅰ	1・2	2	
食育特論Ⅱ	1・2	2	
社会学特論Ⅰ	1・2	2	
社会学特論Ⅱ	1・2	2	
総合	課題研究Ⅰ	1	必修 2
	課題研究Ⅱ	1	必修 2
	課題研究Ⅲ	2	必修 2
	課題研究Ⅳ	2	必修 2

長期履修学生は、課題研究Ⅰ及びⅡを2年次、課題研究Ⅲ及びⅣを3年次の履修とする。

(2)地域文化専攻専門科目

科目名		開講年次	単位数
		選択必修	
言語・文化	言語学特論Ⅰ	1・2	2
	言語学特論Ⅱ	1・2	2
	言語学特論Ⅲ	1・2	2
	言語学特論Ⅳ	1・2	2
	哲学特論Ⅰ	1・2	2
	哲学特論Ⅱ	1・2	2
	English LinguisticsⅠ	1・2	2
	English LinguisticsⅡ	1・2	2
	English LinguisticsⅢ	1・2	2
	English LinguisticsⅣ	1・2	2
	British LiteratureⅠ	1・2	2
	British LiteratureⅡ	1・2	2
	American LiteratureⅠ	1・2	2
	American LiteratureⅡ	1・2	2
	English EducationⅠ	1・2	2
	English EducationⅡ	1・2	2
	英語科教育学特論Ⅰ	1・2	2
	英語科教育学特論Ⅱ	1・2	2
	スクール・インターンシップ(英語)	1・2	2
	日本文化特論Ⅰ	1・2	2
日本文化特論Ⅱ	1・2	2	
グローバル文化	観光学特論Ⅰ	1・2	2
	観光学特論Ⅱ	1・2	2
	歴史学特論Ⅰ	1・2	2
	歴史学特論Ⅱ	1・2	2
	女性史特論Ⅰ	1・2	2
	女性史特論Ⅱ	1・2	2
総合	課題研究Ⅰ	1	必修2
	課題研究Ⅱ	1	必修2
	課題研究Ⅲ	2	必修2
	課題研究Ⅳ	2	必修2

長期履修学生は、課題研究Ⅰ及びⅡを2年次、課題研究Ⅲ及びⅣを3年次の履修とする。

(3) 人間科学専攻、地域文化専攻 共通科目

科目名		開講年次	単位数
		必修	
人間文化特論		1・2	必修2

別表 2

幼稚園教諭専修免許状

科目区分	授業科目名	単位		備考
		必修	選択	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	保育内容特論Ⅰ		2	24単位選択必修
	保育内容特論Ⅱ		2	
	保育内容特論Ⅲ		2	
	保育内容特論Ⅳ		2	
	保育内容特論Ⅴ		2	
	保育内容特論Ⅵ		2	
教育の基礎的理解に関する科目	幼児教育学特論Ⅰ		2	
	幼児教育学特論Ⅱ		2	
	教育学特論Ⅰ		2	
	教育学特論Ⅱ		2	
	教育史特論Ⅰ		2	
	教育史特論Ⅱ		2	
	特別支援教育特論Ⅰ		2	
	特別支援教育特論Ⅱ		2	
	教育心理学特論Ⅰ		2	
	教育心理学特論Ⅱ		2	
	障害児心理学特論Ⅰ		2	
	障害児心理学特論Ⅱ		2	
	乳幼児心理学特論Ⅰ		2	
	乳幼児心理学特論Ⅱ		2	
	発達心理学特論Ⅰ		2	
	発達心理学特論Ⅱ		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談特論Ⅰ		2	
	教育相談特論Ⅱ		2	

小学校教諭専修免許状

科目区分	授業科目名	単位		備考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	体育特論Ⅰ		2	24単位選択必修
	体育特論Ⅱ		2	
	図画工作特論Ⅰ		2	
	図画工作特論Ⅱ		2	
教育の基礎的理解に関する科目	教育学特論Ⅰ		2	
	教育学特論Ⅱ		2	
	教育史特論Ⅰ		2	
	教育史特論Ⅱ		2	
	特別支援教育特論Ⅰ		2	
	特別支援教育特論Ⅱ		2	
	教育心理学特論Ⅰ		2	
	教育心理学特論Ⅱ		2	
	障害児心理学特論Ⅰ		2	
	障害児心理学特論Ⅱ		2	
	発達心理学特論Ⅰ		2	
	発達心理学特論Ⅱ		2	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育相談特論Ⅰ		2	
	教育相談特論Ⅱ		2	

中学校教諭専修免許状（英語）

科目区分	授業科目名	単位		備考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	English Linguistics I		2	24単位選択必修
	English Linguistics II		2	
	English Linguistics III		2	
	English Linguistics IV		2	
	British Literature I		2	
	British Literature II		2	
	American Literature I		2	
	American Literature II		2	
	English Education I		2	
	English Education II		2	
	言語学特論 I		2	
	言語学特論 II		2	
	言語学特論 III		2	
	言語学特論 IV		2	
	英語科教育学特論 I		2	
英語科教育学特論 II		2		
教育実践に関する科目	スクール・インターンシップ（英語）		2	

高等学校教諭専修免許状（英語）

科目区分	授業科目名	単位		備考
		必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目	English Linguistics I		2	24単位選択必修
	English Linguistics II		2	
	English Linguistics III		2	
	English Linguistics IV		2	
	British Literature I		2	
	British Literature II		2	
	American Literature I		2	
	American Literature II		2	
	English Education I		2	
	English Education II		2	
	言語学特論 I		2	
	言語学特論 II		2	
	言語学特論 III		2	
	言語学特論 IV		2	
	英語科教育学特論 I		2	
英語科教育学特論 II		2		
教育実践に関する科目	スクール・インターンシップ（英語）		2	

別表 3

納付金等

区 分	納 付 金 額
入 学 検 定 料	3 5, 0 0 0
入 学 金	2 2 0, 0 0 0
授 業 料 (年 額)	5 0 0, 0 0 0
教 育 充 実 費 (年 額)	1 8 0, 0 0 0

- (注 1) 1. 本学及び名古屋短期大学を卒業して入学した者の入学金、授業料及び教育充実費は上表の半額とする。
 2. 社会人入学制度によって入学した者の授業料及び教育充実費については、上表の半額とする。
 3. 外国人留学生入学制度によって入学した者の入学金及び教育充実費については、上表の半額とする。
- (注 2) 1. 長期履修学生として許可を受けた者の授業料及び教育充実費は下表のとおりとする。ただし、教育充実費については3年間年額を収納するものとする。
 2. 社会人入学制度によって入学した者の授業料及び教育充実費については、下表の半額とする。

	1 年 目	2 年 目	3 年 目
授 業 料	3 3 4, 0 0 0	3 3 3, 0 0 0	3 3 3, 0 0 0
教 育 充 実 費	1 8 0, 0 0 0	1 8 0, 0 0 0	1 8 0, 0 0 0

- (注 3) 納付金のうち、授業料及び教育充実費については前期と後期に分割して納入する。